

おくやみハンドブック



垂水市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

垂水市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所の諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様のお役に立てれば幸いです。

CONTENTS

ご遺族の方へ / 目次	1
死亡に伴う各種手続きチェックリスト	2 - 4
家系図（3親等内の親族）	5
来庁時にご準備いただくもの	6
各種手続き	
1.市民課	7
2.福祉課	8
3.税務課	9-10
4.農業委員会	11
火葬に際しましては、次のことを必ずお守りください。	12
おくやみコーナーのご案内	13-14

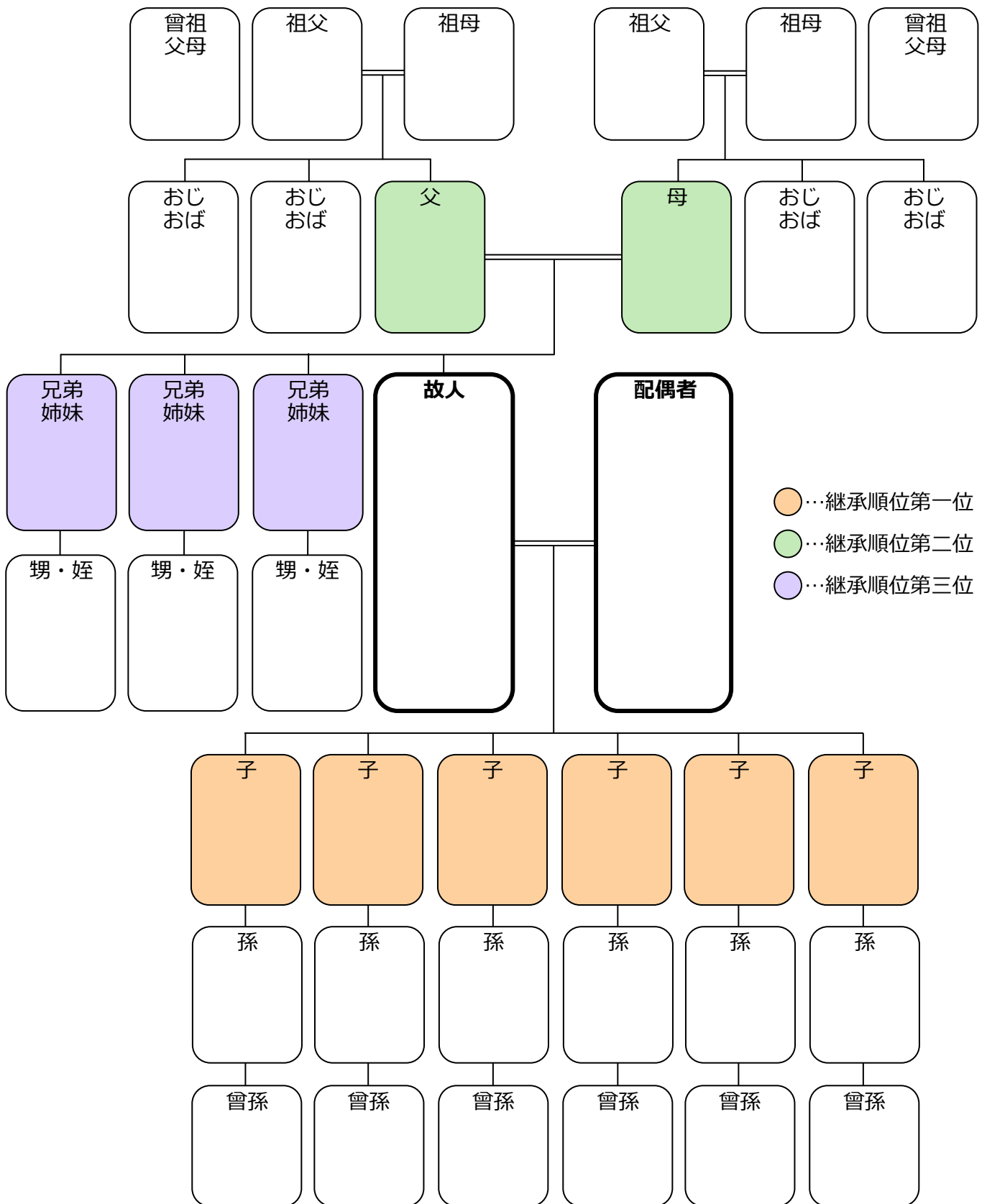
死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

所管	<input checked="" type="checkbox"/>	手続き
市民係 市民課	<input type="checkbox"/>	死亡届の提出（戸籍窓口）
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード（個人番号通知カード、住民基本台帳カード）の返却（所有していた場合）
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証の返却（所有していた場合）
	<input type="checkbox"/>	未支給年金の請求及び死亡届の提出（公的年金の受給者死亡のとき）
	<input type="checkbox"/>	遺族年金の案内（公的年金加入者死亡で要件を満たすとき）
	<input type="checkbox"/>	国民年金死亡一時金の請求（国民年金のみの加入者死亡で要件を満たすとき）
	<input type="checkbox"/>	寡婦年金の請求（要件を満たす夫が死亡したとき）
国保係 市民課 (国保関係)	<input type="checkbox"/>	国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせの返却（国民健康保険加入者の場合）
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険葬祭費の支給申請（国民健康保険加入者の場合）
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険の相続関係手続（国民健康保険加入者の場合）
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険の世帯主変更（同世帯に国民健康保険加入者がいる場合）
	<input type="checkbox"/>	限度額適用認定証などの返却（所有していた場合）
	<input type="checkbox"/>	特定疾病療養受療証の返却（所有していた場合）
(後期高齢者医療関係) 市民課 国保係	<input type="checkbox"/>	相続人代表届の提出
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険料に係る相続人代表届の提出
	<input type="checkbox"/>	葬祭費の支給申請
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療資格確認書の返却
	<input type="checkbox"/>	特定疾病療養受療証の返却（所有していた場合）
固定資産税係 税務課	<input type="checkbox"/>	固定資産現所有者・相続人代表者指定（変更）届出
管理収納係 税務課	<input type="checkbox"/>	口座振替の停止／変更手続
	<input type="checkbox"/>	未納の場合の納付手続

所管	<input checked="" type="checkbox"/>	手続き
市民税係 税務課	<input type="checkbox"/>	住民税に関する相続人代表者の指定届出
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険税に関する相続人代表者の指定届出
	<input type="checkbox"/>	軽自動車に係る届出（廃車・所有者変更等）
	<input type="checkbox"/>	送付先届出
子育て支援係 保健課	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当の受給申請（配偶者の死亡により対象となった場合）
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療費助成の申請（配偶者の死亡により対象となった場合）
	<input type="checkbox"/>	保育園などの手続き（入所していた児童が亡くなった場合）
	<input type="checkbox"/>	児童手当の受給者変更・資格喪失などの手続き（受給者の死亡）
	<input type="checkbox"/>	児童手当の額改定・資格喪失などの手続き（児童の死亡）
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当の受給者変更・資格喪失などの手続き（受給者の死亡）
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当の額改定・資格喪失などの手続き（児童の死亡）
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失などの手続き（受給者の死亡）
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当の額改定・資格喪失などの手続き（児童の死亡）
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療費助成の資格喪失の手続き（受給者の死亡）
介護福祉係 福祉課	<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成金受給資格者証の返却（児童の死亡）
	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証の返却（所有していた場合）
	<input type="checkbox"/>	代表相続人による還付依頼書の記入（死亡された方が65歳～74歳の場合。代表相続人の通帳も必要）
地域福祉係 福祉課	<input type="checkbox"/>	家族による認定申請取下げ書の記入（現在、認定申請中の場合）
	<input type="checkbox"/>	香典を社会福祉協議会へ寄付するための手続き（現金の寄付のみ受付） ※希望者のみ

所管	<input checked="" type="checkbox"/>	手続き
障害福祉課 福祉係	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳の返還（所有していた場合）
	<input type="checkbox"/>	療育手帳の返還（所有していた場合）
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当等資格喪失手続き （手当の受給対象者であった場合、場合によっては生計同一者の通帳が必要）
	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者医療費助成喪失手続き （医療費助成の対象者であった場合、相続人代表の通帳が必要な場合あり）
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度年金請求手続き （制度加入者の場合、年金受給権者の通帳が必要）
環境衛生係 生活環境課	<input type="checkbox"/>	犬の登録変更の届出（犬を飼っていた場合）
施設管理係 生活環境課	<input type="checkbox"/>	墓地の継承の手続き（市営墓地を使用していた場合）
	<input type="checkbox"/>	下水道の名義変更または休止手続（潮彩町に居住していた場合）
管理用地係 土木課	<input type="checkbox"/>	入居承継承認申請、世帯員異動届等の提出（市営住宅・定住促進住宅に住んでいた場合）
	<input type="checkbox"/>	口座の名義変更（世帯主が亡なられた場合）
	<input type="checkbox"/>	明け渡し届出書（世帯主当人が亡なられて退居する場合）
業務係 水道課	<input type="checkbox"/>	水道の閉栓手続き
	<input type="checkbox"/>	水道の名義変更(今後も使用する場合)
委員会 農業	<input type="checkbox"/>	農地取得の届出
	<input type="checkbox"/>	農業者年金死亡関係届出

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらおう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

来庁時にご準備いただくもの

主なものは以下のとおりとなりますが、場合によっては他の書類も必要となります。
次ページ以降の関係所属へお問合せください。

亡くなられた方のもの

- マイナンバーカード**（作成している場合）
- 印鑑登録証**（作成している場合）
- 介護保険被保険者証**（負担割合証・負担限度額認定証）
- 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ**
- 後期高齢者医療資格確認書**
- 年金証書**
- 手帳**（身体障害者手帳、療育手帳）

窓口にお越しいただいた方のもの

- マイナンバーカード**（作成している場合。無い場合は顔写真付きの身分証）
- 通帳**
 - 喪主の通帳
 - 相続人代表の通帳（喪主が異なる場合）
- 会葬礼状**（喪主が確認できる書類）
- 戸籍謄本**
 - 相続人代表の謄本

※ 18歳未満のお子様がいる場合、別途書類をご用意いただく必要がありますのでお問合わせください。

MEMO

1.市民課

市民係国民年金担当	問い合わせ先
<p>○年金を受給していた方が亡くなったとき 未支給年金の請求手続きがあります。また、遺族年金の請求が発生する場合は年金事務所でのお手続きの御案内をいたします。</p> <p>○年金を受給していない方が亡くなったとき 国民年金の保険料の納付要件を満たしていれば、死亡一時金を受けられます。また、遺族年金の請求が発生する場合は年金事務所でのお手続きの御案内をいたします。</p>	<p>市民課市民係 国民年金担当 ☎0994-32-1111 内線163</p>

国保係	問い合わせ先
<p>国民健康保険・後期高齢者医療制度の方は、資格確認書等をお返してください。 また、葬祭費の支給があります。手続きに必要なものは、次のとおりです。</p> <p>国民健康保険の方</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>国民健康保険資格確認書等<input type="checkbox"/>喪主の本人確認書類<input type="checkbox"/>喪主の通帳 <p>後期高齢者医療制度の方</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>後期高齢者医療資格確認書等<input type="checkbox"/>喪主の名前が分かる書類（会葬礼状、葬儀の領収書等）<input type="checkbox"/>喪主の通帳	<p>市民課国保係 ☎0994-32-1111 内線160・161</p>

MEMO

3. 税務課

市民税係	問い合わせ先
<p>○個人住民税に係る相続人代表者の届出について 亡くなられた方に個人住民税が課税されている場合、納付や還付などに関する書類は、ご遺族（相続人代表者）に送付させていただくことになります。 ※1月1日時点にご存命の場合は課税され、納税義務が生じます。月割りはされません。</p> <p>○国民健康保険税に係る相続人代表者の届出について 国民健康保険税が課税されている世帯主が亡くなった場合、納付や還付などに関する書類は、ご遺族（相続人代表者）に送付させていただくことになります。</p> <p>○軽自動車の所有者変更等の手続き 軽自動車（原動機付自転車（50～125cc）、小型特殊自動車、ミニカー）の所有者が亡くなられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。</p> <p><u>必要なもの</u></p> <ul style="list-style-type: none">・本人確認書類（ご遺族のもの）・ナンバープレート・標識交付証明書 <p>※軽自動車四輪を所有していた場合は鹿児島県軽自動車協会（☎099-261-4011）でのお手続きとなります。</p> <p>※軽二輪（125cc超～250cc）、小型二輪（250cc超～）を所有していた場合は鹿児島運輸支局（☎099-261-9191）でのお手続きとなります。</p>	<p>税務課市民税係 ☎0994-32-1111 内線130・131</p>

MEMO

固定資産税係	問い合わせ先
<p>令和6年4月1日から、「相続登記」の申請が義務化されました。相続により不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記を申請する必要があります。詳細については、鹿児島地方法務局鹿屋支局（☎0994-43-6790）でご確認ください。</p> <p>○相続人代表者の届出の手続きについて</p> <p>納税義務者が亡くなられた場合、法務局の相続登記に係る手続きが完了するまでの間、固定資産税に関する書類の送付先として、相続人のうち相続人代表者の設定が必要です。協議のうえ、相続人の中から相続人代表者を決定し、税務課固定資産税係窓口にて、「固定資産現所有者・相続人代表者指定届」に必要事項を記入して提出してください。</p> <p>○相続放棄をされた場合</p> <p>納税義務者が亡くなられた後、相続人全員が相続放棄をされ、相続人がいない場合には、その納税義務は継承されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書の写し」などを市役所まで提出してください。</p> <p>○登記されていない家屋（家、倉庫等）がある場合</p> <p>「未登記家屋所有者変更届」を提出してください。</p>	<p>税務課固定資産係 ☎0994-32-1111 内線137・155</p>

管理収納係	問い合わせ先
<p>○死亡された納税義務者の納税状況について</p> <p>亡くなった方の市税等の納税状況は、税務課管理収納係の窓口にてご確認ください。未納があった際は、速やかに納付してください。納付書の再発行も行っています。</p> <p>○納税義務者が死亡された場合の口座振替について</p> <p>市税等を口座振替納税されている納税義務者が亡くなった場合、振替口座の変更、または、解約の届出を税務課管理収納係もしくは両支所へ提出してください。</p> <p>振替口座を変更する場合は、新たな口座名義人の通帳及び通帳届出印をお持ちの上、税務課管理収納係または両支所窓口までお越しください。</p>	<p>税務課管理収納係 ☎0994-32-1111 内線132・136</p>

4.農業委員会

農業者年金受給者が死亡された場合の手続きについて	問い合わせ先
<p>死亡届は農協で手続きをしていただきますが、その前に農業委員会事務局で下記書類等の確認をしますのでお持ちください。</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は除籍謄本（1部）<input type="checkbox"/> 受給者と届出人との関係が分かる戸籍等の書類（1部）<input type="checkbox"/> 印鑑（届出者の認め印）<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <p>※紛失の場合は、紛失届【用紙はJAにあります】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 届出者名義の農協の通帳（未支給年金の受給のため） <u>農協に行く前に担当者がいるか確認の連絡をしておいてください。</u>	<p>垂水市農業委員会事務局 ☎0994-32-1205 鹿児島きもつき農業協同組合 垂水支所 ☎0994-32-1121</p>

農地を相続された場合の手続きについて	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none">○農地の所有者が死亡され、相続等により農地の権利を取得した方はおおむね10ヶ月以内に農業委員会へ届出が必要です。（届出書は市ホームページ、農業委員会にあります。）法務局での名義変更後に届出書をご提出ください。○農地の権利を取得された場合、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保する必要があります。○農地が荒れて、周辺の農地へ迷惑を掛けないよう適切な管理をお願いします。○農地の売買や贈与、転用に際しては、農業委員会の許可が必要です。○農地の貸し借り、管理や処分等についてのご相談は、農業委員会事務局までお問い合わせください。	<p>垂水市農業委員会事務局 ☎0994-32-1205</p>

MEMO

火葬に際しましては、次のことを必ずお守りください。

- 火葬時の障害及びダイオキシン類の発生を防ぐため、特に高熱を発する物（ビニール等化学製品又はプラスチック類）・衣類は1枚程度・その他（ガラス陶器類、金属製品、金銭、果実等）は棺に入れしないでください。
※これらの物が入ったまま火葬しますと、火葬炉が破損したり、お骨に異物が付着したりしますので十分注意してください。
- 出棺前に必ずドライアイスを取り除いてください。
（ドライアイスが棺の中に入っていると、点火の時に爆発を起こす恐れがあります。）
- 火葬場使用時間をお守りください。

待合室等の使用について

- 火葬場屋内は禁煙になっておりますので、タバコは屋外の喫煙場所でお願ひします。喫煙される際は、吸殻は必ず吸殻入れに入れてください。
- 飲食については、待合室（和室）以外ではしないでください。
- 待合室には湯茶セット（湯飲み茶碗・コップ・急須・ポット）が備えられ、湯沸し室も完備してあります。ただし、お茶葉・紙コップ等はそれぞれご持参ください。
- ゴミ類は、全てお持ち帰りいただきますので、ゴミ袋などもご準備ください。
- 使用した待合室の清掃、茶碗等の後片付けは、ご利用者でお願いいたします。
- 室内電話からの外線への通話はできません。
- 備品、品物については丁寧に取り扱いってください。



その他の注意事項

- 係員に対する「心付け、謝礼等」は固くお断りします。
- その他、施設の利用にあたっては係員の指示に従ってください。



発 行	垂水市役所
編集／制作	おくやみコーナー政策作業部会
発 行 年	2026年